

# 栃木県英語教育改善プラン

## 実施内容

## (1) 英語教育の状況を踏まえた目標

ア. 本県の英語教育の現状と課題 (R3年度英語教育実施状況調査の結果から)

## 【学習到達目標の整備状況】

- ・CAN-DO リスト形式による学習到達目標の設定の割合

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
小学校			84.9%	100%
中学校	100%	100%	98.0%	100%
高等学校	100%	100%	100%	100%

- ・CAN-DO リスト形式による学習到達目標の公表の割合

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
小学校			9.4%	100%
中学校	55.8%	41.0%	24.3%	100%
高等学校	18.6%	54.7%	46.5%	100%

- ・CAN-DO リスト形式による学習到達目標の達成状況の把握の割合

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
小学校			60.1%	100%
中学校	100%	96.2%	75.6%	100%
高等学校	44.2%	48.8%	54.7%	100%

## ○ 現状分析

## &lt;小学校&gt;

小学校においては、CAN-DO リスト形式による学習到達目標を設定している割合は84.9%、学習到達目標の達成状況を把握している割合は60.1%である。また、学習到達目標を公表している（児童と目標を共有して言語活動に取り組んでいる）割合は9.4%という状況である。

## &lt;中学校&gt;

中学校においては、CAN-DO リスト形式による学習到達目標を設定している割合は98.0%、学習到達目標の達成状況を把握している割合は75.6%である。また、学習到達目標を公表している（生徒と目標を共有して言語活動に取り組んでいる）割合は24.3%と前年度を下回る状況である。

義務教育段階では、小学校では90%以上の学校で、中学校でも75%以上の学校において、児童生徒と教師が、その授業を通して「何ができるようになるか」という目標を共有していない状態で言語活動を実施し、学習評価を行っている状況であると考えられる。

## &lt;高等学校&gt;

高等学校においては、CAN-DO リスト形式による学習到達目標の設定については全ての学校で達成されているが、生徒や保護者等への公表や、CAN-DO リストを活用しての生徒の達成状況の把握という点において、約半数の学校で達成されていない状況である。作成しているにもかかわらず、教師・生徒間で目標の共有が図られておらず、教師が学習到達目標に基づいた授業を実施できていない状況である。このことが、授業における言語活動時間の割合及びスピーキングテストの実施率の低さにつながっていると考えられる。

## ○ 課題

小・中・高等学校全ての学校種において、指導と評価の一体化を図る上で、児童生徒の実態に応じて学習到達目標の作成及び見直しを進めるとともに、資質・能力をバランスよく育成していくため、適切に年間指導計画と関連付けていくことが必要である。

また、学習到達目標に基づいて設定した単元や毎時間の授業のゴールを生徒に明示・共有し、ねらいに即した振り返りの活動を授業で確実に実施することが求められる。学習到達目標を活用して、児童生徒が毎時間の言語活動における自身の学習状況や目標の到達状況を把握し、目標の達成に向けて見通しを立てながら、言語活動に取り組むようにさせることや、言語活動を通して育成した資質・能力を適切に把握することができるようなパフォーマンステストを実施していくことが重要である。

## 【英語を使用する機会の増加及び生徒の英語力に関すること】

- ・英語による言語活動時間の割合（授業の半分以上の時間において言語活動を行っている）

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
中学校	84.8%	87.3%	71.3%	100%
高等学校	38.4%	42.7%	35.5%	70%

- ・求められる英語力を有する生徒の割合（中3：CEFR A1以上 高3：CEFR A2以上）

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
中学校	43.2%	43.2%	41.6%	50%
高等学校	36.4%	41.8%	46.9%	50%

## ○ 現状分析

## &lt;中学校&gt;

授業中の言語活動実施の割合については、71.3%と令和元年度調査から減少が見られた。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、特に生徒がペアで行う言語活動が十分に実施できていないことの影響があると考えられる。また、生徒の英語力について、求められる英語力を有する生徒の割合は41.6%と、令和元年度と同程度となっており、国が示す目標値である50%に届いていない状況にある。

## &lt;高等学校&gt;

授業中の言語活動実施の割合については、35.5%と令和元年度調査から減少が見られ、依然として低い状態が継続している。中学校における言語活動実施の割合は70%を超えているにもかかわらず、高校で言語活動を通じた指導が継続されているとは言い難い結果となった。前述のとおり、多くの学校においてCAN-DOリストが実際に活用されていないことが、生徒に身に付けさせる資質・能力の4技能におけるバランスのとれた育成がなされていない状況、特に「話す」、「書く」の能力を育成するための言語活動が実施されていない状況の一因となっていると考えられる。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、生徒同士のコミュニケーションの場面を最小限に抑えようとしたことも、言語活動時間の割合の低下に影響していると考えられる。求められる英語力を有する生徒の割合については、目標達成には至っていないものの、徐々に増加していることがわかった。

## ○ 課題

中学校においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、「聞く」、「話す」力を育成するための活動の内容を精選するとともに、「読む」、「書く」力を合わせた5つの領域の資質・能力をバランスよく育成するために、CAN-DO リストを活用し、複数の領域を関連付けた言語活動を年間の指導計画に適切に位置付けるなど、授業における言語活動の質の向上を図っていくことが必要である。

高等学校においても、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、4技能のバランスのとれた指導を行う必要がある。特に、「聞く」「話す」ことに関して、生徒に身に付けさせたい資質・能力を各学校の英語科教員で検討、共有するとともに、それらの資質・能力を効果的に育成する言語活動を授業に取り入れることで指導の改善を図る必要がある。

学習指導要領で示されている外国語科の目標である、実際の場面で使用するための「コミュニケーション能力の育成」といった基本に立ち返り、そのためにはどのような言語活動が効果的であるか、また、その言語活動を授業に取り入れるためにはどのような単元の指導計画の工夫が必要であるかについて、生徒や学校の実情を踏まえながら丁寧に指導助言を行うことで、少しずつ授業中の言語活動の割合を高めていく。

## 【パフォーマンステストの実施状況】

## ・スピーキングテストの実施状況

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
中学校	3.9回	4.4回	4.3回	5回
高等学校	0.4回	1.0回	1.0回	4回

## ・ライティングテストの実施状況

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
中学校	2.8回	3.4回	3.2回	5回
高等学校	1.3回	1.9回	2.6回	4回

## ・（参考）スピーキング及びライティングテストの両方を実施している学校の割合

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
中学校	86.5%	89.9%	90.3%	100%
高等学校	9.9%	38.2%	26.1%	60%

## ○ 現状分析

中学校・高等学校ともにパフォーマンステストの実施率は向上しているが、学習到達目標を活用した、単元や学期等のまとまりを見通した資質・能力の確実な育成と達成状況の把握、指導改善のサイクル構築について、研究を進める必要がある。

## ○ 課題

中学校においては、前述のように学習到達目標の生徒との共有及び学習到達目標を活用した生徒の学習状況の把握について課題がある。学習到達目標を活用し、明確な評価規準やルーブリックを設定するとともに、生徒と「何ができるようになることを目指すのか」を共有して、単元や学期などを通して十分に指導と評価を積み重ねた上でスピーキングテストやライティングテストを実施するようしていく必要がある。

また、スピーキングテストの内、スピーチやプレゼンテーションなど「話すこと [発表]」に関わるものが51.0%と約半数を占めているが、各種研修や学校訪問の結果から、生徒が事前に原稿を作成し、その内容を暗記して発表するような活動も散見されることが課題として挙げられている。学習指導要領の趣旨を踏まえ、自分の考えや気持ちなどについて「その場で自分の考えを整理して話す」ことや、「メモを活用しながら話す」活動を通して、生徒の資質・能力の育成を目指す必要がある。

高等学校においても、学習到達目標の生徒との共有及び学習到達目標に基づいた生徒の学習状況の把握が課題である。言語活動を通して資質・能力を育成するという共通認識のもとで、生徒に身に付けさせたい資質・能力を英語科の教員が共有し、その育成方法について3年間を見据えて年間指導計画及び単元の指導計画を作成する必要がある。また、パフォーマンステスト、特にスピーキングテストについては、時間的及び人員的要因から実施は困難であると感じている教員もいるため、実施例を紹介したり、実施方法やルーブリックの作成方法等について助言したりすることで、各学校の実情に応じた形でスピーキングテストの実施がなされるよう、各学校に指導助言を行う必要がある。

#### 【授業における英語担当教員の英語使用状況及び英語担当教師の英語力の状況】

- ・発話の半分以上を英語で行っている教員の割合

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
中学校	87.5%	88.0%	81.0%	100%
高等学校	39.8%	42.0%	23.8%	70%

- ・CEFR B2以上の英語力を有している教員の割合

学校種	H30	R1	R3	R4 目標値
中学校	28.8%	29.3%	29.7%	50%
高等学校	66.5%	68.4%	68.1%	75%

#### ○ 現状分析

授業における英語使用状況については、中学校では81.0%と多くの学校において授業中の発話の半分以上を英語で行っているが、前年度を下回る結果となった。

高等学校においては、23.8%と過去3回の調査で最も低い結果となった。新型コロナウイルス感染症対策の観点から、特に「話すこと」の領域においてペアやグループの活動が制限されていた影響が考えられる。

また、求められる英語力を有する教師の割合については、概して増加傾向にあるものの、中学校・高等学校ともに目標値には到達していない。

#### ○ 課題

授業の中で生徒が主体的に言語活動に取り組むことを通して資質・能力を育むためには、教師が積極的に英語を使用し、英語を学び続ける姿を見せるとともに、授業を「実際のコミュニケーションの場面」とすることが非常に重要である。授業における教師の英語使用を高めるためには、教師の英語力強化が重要であり、英語力向上のための研修の充実が求められる。県教育委員会主催の研修会における英語でのディスカッション等、英語を使用する機会を提供するとともに、英語能力に関する外部試験の助成制度の周知に努め、資格等の取得を促す。

## 【英語教育に関する小学校・中学校・高等学校の連携の状況】

・小・中、小・高、中・高の連携

	H30	R1	R3	R4 目標値
小中連携	83.3%	85.9%	60.2%	90%
小高連携	8.5%	15.3%	3.4%	20%
中高連携	16.9%	18.6%	10.2%	20%

## ○ 現状分析

小学校において年次計画で英語専科教員の配置を拡充する等の取組から、英語免許状を所有する小学校教師の割合は、平成31年度の5.3%から令和3年度には7.1%となるなど、継続的に外国語の指導体制の充実が図られている。一方で、小中連携を実施している割合は60.2%となっており、令和元年度よりも減少している。実施状況は自治体別に見ると100%から40%以下まで様々である。また、高等学校が小・中学校と連携している割合は、それぞれ3.4%、10.2%となっている。新型コロナウイルスの感染症の感染防止の観点から、校外活動を制限しようとしたことが要因の一つであると考えられる。

求められる英語力を有する中学校3年生の割合は、小中連携を100%実施している自治体の平均が44.6%、100%を達成していない自治体の平均が38.5%となっており、相対的に小中連携が進んでいる地域の生徒は、小中連携が進んでいない地域の生徒よりも英語力が高いということが分かる。

## ○ 課題

既習事項を活用し、児童生徒の資質・能力を確実に育成する上では、各学校種間における目標や指導事項の共有を進め、コミュニケーションを行う目的や場面、状況に応じて、実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を、小学校段階から系統的、発展的に実施する指導の充実が必要であることから、県教育委員会と市町教育委員会が、学校種間連携の必要性・重要性を共有し、連携・接続を一層進めていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、働き方改革を推進し、学習指導要領の理念を実現するための取組の一つとして、学校種間の連携を進めていく上では、ICTを活用したオンライン会議の設定などを通して、短時間で効果的な打合せを実施していくような取組が必要になると考えられる。

小・中・高等学校の学校種間連携を推進するために県教育委員会が実施している「英語教育連携プログラム開発研修」において研修協力校が実施した、オンラインを活用した情報交換や打合せの成果や課題について、今後市町教育委員会の協力を得ながら周知を進めていく。

## イ. 小学校専科について

小学校外国語教育の早期化・教科化に対応するため、小学校における新規採用者に占める一定の英語力を有する者の割合について、2025年度を50%以上とする目標を設定し、達成のため、新規採用教員選考において以下の取組を実施している。

## ① 小学校特別選考の拡充

中学校教諭又は高等学校の英語の普通免許状を有する者を対象とした、一部試験を免除する特別選考による採用人数を年次計画で拡大することを検討する。

## ② 加点制度の拡充

令和3(2021)年度まで、中学校及び高等学校の英語志願者を対象として実施していたCEFR C1レベル相当の英語力を有する者に対する加点制度について、令和4(2022)年度より中学校教諭の基準をCEFR B2相当に引き下げるとともに、今後、対象を小学校志願者にも拡充することを検討する。

## ③ 国際貢献活動等の経験による選考の継続

在外日本人教育施設、海外の公的機関において通算2年以上の勤務経験がある者、又は独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊、各種ボランティア等で通算2年以上の派遣実績がある者を対象に、一部試験を免除する特別選考による採用を継続して実施する。

## (2) (1) の目標を達成するための取組 (施策の全体像と具体的な計画)

## ア. 本県における課題のまとめ

- ・ CAN-DO リスト形式の学習到達目標の設定(小)及び見直し(中・高)と活用
- ・ 学習到達目標の教師・児童生徒間での共有、及び学習到達目標に即した児童生徒による振り返りの活動や、教師による評価と結果を活用した指導改善の確実な実施
- ・ 小・中・高等学校における言語活動の質の向上、及び資質・能力(「話すこと」、「書くこと」)の系統的な育成
- ・ 高等学校における「言語活動を通して指導する」授業の実質化
- ・ 小・中・高等学校の各学校種間の連携の充実
- ・ 教員の指導力向上のための研修の機会の充実

小学校においては、学校訪問等の結果から、児童の実態に即した言語活動を通して資質・能力の育成を目指す授業を実施する学校が確実に増加していることが分かった。小学校における学びを中学校・高等学校において引き継ぐためには、学校段階間の連携が必須であるが、本県における小中連携の実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまでより減少し60.2%となっている。また、地域によって連携の取組に差があることも、依然として課題となっている。

中学校においては、授業中に言語活動を実施している割合は比較的高いが、教師と生徒が目標を共有して、児童生徒が自らの学習の成果を振り返り学習状況の改善につなげるための取組や、教師による目標に即した言語活動の設定及び評価、指導改善の取組が十分ではないことが課題となっている。

高等学校においては、年々、言語活動を中心とした授業への改善が進んでいる一方で、依然として授業の半分以上を日本語で行う教師主導の授業も実施されている現状にある。また、パフォーマンステストの実施率が低く、指導と評価の一体化の観点からも、言語活動を通して育成した資質・能力を適切に測る評価を実施していくことが求められる。

## イ. 課題解決のための取組

これらの課題の解決に向けては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、授業における言語活動を通して何ができるようになるかを明確にするとともに、各学校種間で目標を共有し、児童生徒の学びを円滑に接続する一貫性のある指導により資質・能力を育成することが重要である。

そのための方策として、CAN-DO リスト形式の学習到達目標を活用し、児童生徒と教師が目標を共有するとともに、学習の成果を振り返り、児童生徒の学習状況の改善と教師の指導改善につなげていく指導と評価の一体化の実現に向けた取組が必要であると考えた。

栃木県教育委員会では、課題解決に向けた具体的な取組を、以下のとおり実施する。

## (ア) 研修事業の充実

## ◆ 「英語教育連携プログラム開発研修」

県教育委員会主催の研修事業である、「英語教育連携プログラム開発研修」において、小・中・高等学校の教師が各学校段階における目標を共有しながら、言語活動を通じた指導を計画・実践し、発信力を系統的に育成する取組を行う。研修参加者 25 名の各学校における、学習到達目標を活用し指導と評価の一体化を図る実践の成果と課題を踏まえた改善の取組を、県内のモデルとして普及・啓発する。

## ① 研修の概要

## (a) 目的

各学校段階間の円滑な接続に向けて、小・中・高等学校の英語を担当する教員が、段階的かつ発展的な言語活動を通して資質・能力の育成を図るための指導計画「連携プログラム」を作成・実践することにより、英語教育の充実に資する。

## (b) 研修対象者と人数

小学校教員 10 名、中学校英語担当教員 10 名、高等学校英語担当教員 5 名、計 25 名を指定する。

## (c) 研修協力校

研修協力地区を指定。地区内から同一市町内の小・中・高等学校各 1 校を研修協力校に指定し、各校から 1 名ずつ、本研修を受講する教員を選出する。

研修協力校の教員は、公開授業を実施する。

## (d) 研修実施方法

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と教員の働き方改革を踏まえ、集合型研修における研究協議と、オンラインによる講話や授業参観を組み合わせて実施する。
- ・ 第 1 回及び第 2 回の研修は、集合型研修とオンラインを組み合わせ、講師による講話や担当指導主事による演習、研究協議を通じた CAN-DO リストの設定・見直しや指導計画の作成、言語活動の設定などを実施する。
- ・ 第 3 回～第 5 回の研修は、オンラインによる研修を基本とし、研修協力校における実践発表、公開授業及び授業研究会を実施する。発表や授業参観及び授業研究会については、研修協力地区内の各小・中・高等学校に周知し、外国語担当の教員がオンラインで視聴可能なものとする。
- ・ 第 6 回の研修会は集合型研修とし、受講者全員が研修のまとめを発表するとともに、成果や課題解決に向けた今後の取組の在り方などについて協議を行う。

## ② 研修の具体

研修参加者は、以下の内容について研究を実践する。

## (a) CAN-DO リストの見直し

- ・ 受講者は、自校の CAN-DO リストの設定・見直し及び改善に向けた修正作業を行う。作業に当たっては、学校種間の接続の観点から、特に小学校 6 年生と中学校 1 年生、中学校 3 年生と高等学校 1 年生が目指す姿を学校段階間で共有し、十分に検討する。
- ・ 5 領域（特に「話すこと（やりとり） / （発表）」）の目標を明確にする。

## (b) CAN-DO リストを活用した目標の明確化

- ・ 年間や単元レベルで、児童生徒に身に付けさせたい力を CAN-DO リストとして児童生徒に提示し、教師・児童生徒が共通意識をもって授業に取り組む。
- ・ 年間指導計画と CAN-DO リストを関連付け、年間や単元、授業ごとの目標、育成を目指す資質・能力を明確にする。
- ・ CAN-DO リストを年度当初に児童生徒に配布するなどして共有するとともに、学校ホームページ等に掲載する。



- (c) 資質・能力を育成するための言語活動の設定
- ・ 研究単元を設定し、学校段階間を通して資質・能力を育成するための単元の指導と評価の計画を作成する。児童生徒の実態を踏まえ、単元の目標を達成するための言語活動を、単元等の時間のまとまりを見通して考案し、指導計画に位置付ける。
  - ・ 前の学校段階で培われた資質・能力を生かし、更に伸ばしていくような言語活動とするために、各学校段階でアイデアを共有しながら言語活動の内容を検討する。
  - ・ 特に「話すこと（やりとり） / (発表)」の領域に重点を置き、小・中・高等学校で連続性と一貫性のある言語活動を実施する。
  - ・ 児童生徒が目的意識や主体性をもって取り組むことができるよう、自分の身近な地域を題材として取り上げ、地域を知りその良さを伝え合う、地域と自分自身との関わりについて意見を交換し合う、地域の抱える問題点を解決に向けて議論するなど、学校段階に応じて発展的な活動を設定し、思考・判断・表現することを通して資質・能力の育成を目指す。
- (d) CAN-DO リストを活用したパフォーマンステストの実施による指導と評価のサイクルの構築
- ・ CAN-DO リストを活用した「話すこと（やりとり） / (発表)」に関するパフォーマンステストを、小・中・高等学校で共通のフォーマットを用いて実施する。

### ③ 成果の普及

#### (a) 研修受講者の活用

- ・ 県教育委員会主催の研修参加者を、市町の研修の講師や公開授業の授業者として積極的に活用し、県内各地区において研修の成果を普及する。

#### (b) 学校訪問等における指導助言

- ・ 学校訪問等において、県教育委員会及び市町教育委員会指導主事が、研修の成果を活用し、授業改善と指導と評価の一体化の実現に向けた指導助言を行う。

#### (c) 栃木県教育研究発表大会における発表

- ・ 県総合教育センター主催の「栃木県教育研究発表大会」において、研修受講者及び県教育委員会、教育事務所、市町教育委員会指導主事が研修の成果を発表する。

#### (d) 小・中・高等学校教育研究会研修会における成果発表

- ・ 各教育研究会主催の支部（地区）別研修会等において、研修受講者及び県教育委員会、教育事務所、市町教育委員会指導主事が、研修の成果を発表する。

### ◆ 県教育委員会主催の教育課程に関する研修

#### ① 教育課程研究集会（小・中学校）

学習指導要領の趣旨を踏まえ、単元等のまとまりを通して資質・能力を育成する指導と評価の一体化に向けた授業改善に資する研修を、令和3年度より5年間で小・中学校教員全員を対象に実施する。研修参加者は、研究する単元を設定し、計画、指導、評価のサイクル構築に向けた学校としての取組について協議する。研修においては、国立教育政策研究所が作成した『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』等の各種資料に加え、県教育委員会で作成した学習評価の参考資料を使用し、県教育委員会及び教育事務所、市町教育委員会の担当指導主事が指導助言を行う。

- ・ 県内7教育事務所管内で、小・中学校の研修会を各教科等別の部会に分かれて実施。各部会には小学校は各学校から1名以上が参加、中学校は各教科等の担当が参加する。
- ・ 県教育委員会及び市町教育委員会の指導主事等が各部会の指導助言者を務める。
- ・ 各地区からのまとめを基に、県教育委員会でまとめの動画を作成。県内の義務教育関係者を対象に公開し、研究成果の普及に努める。

## ② 教育課程研究協議会（高等学校）

令和4年度から行われる、県教育委員会主催の「教育課程研究協議会」において、県教育委員会は、研修で作成した小・中・高等学校のCAN-DOリスト及び年間学習指導計画を参考例として、資質・能力の育成を目指した指導と評価の在り方についての説明や指導助言を行う。協議会では、各校がそれぞれのCAN-DOリスト及び年間学習指導計画について比較検討するとともに、パフォーマンステスト及びその評価方法について協議する。協議会后、学習到達目標に基づいた授業及び評価（パフォーマンステスト等）を実践するとともに、年度末に実施報告書を県教育委員会宛て提出する。なお、令和5年度以降の教育課程研究協議会については、CAN-DOリストに基づいた言語活動及び適切な評価について主に協議し、各学校における授業や評価方法の改善を図る。

## ◆ 「ティームティーチング授業力向上研修」（平成26(2014)年度よりCLAIR予算で実施）

県教育委員会主催の「ティームティーチング指導力向上研修」では、小・中・高等学校のALTと日本人の英語担当教員が、各校における実践を基に研究協議を行い、効果的な言語活動やパフォーマンステストの在り方について研究を行う。また、ALT配置校等における実践例を公表し、パフォーマンステストの普及・拡大を図る。

- ・ 県立高等学校30校に配置されたALT（JETプログラム参加者）及びALT担当教員（各30名）、市町教育委員会所属のALT及び市町立中学校教員（合計約20名）が参加。
- ・ 令和4年度については、第1日目にパフォーマンステストに関する講話及び演習を行うとともに、中・高等学校間で学習評価について情報共有を行う。研修参加者は研修で学んだことを生かし、各学校においてパフォーマンステストを行う。第2日目には、グループ等別の研究協議を行い、実践例等を共有する。
- ・ 県教育委員会は、上記の実践例を県総合教育センター主催の「栃木県教育研究発表大会」や教育課程研究集会等で発表し、県内の他の中学校及び高等学校に普及する。

## ◆ 県総合教育センターにおける研修

県総合教育センター主催の研修事業において、県教育委員会の指導主事や、英語教育推進リーダーが講師として参加し、言語活動を通じた授業づくりや指導と評価の一体化の取組について講話や演習などを通して県内英語担当教員の授業力向上を図る。

## ① 「小学校英語実践研修」（令和3年度より実施）

- (a) 英語教育推進リーダーを講師として活用。
- (b) 4年間で県内全小学校から各1名が参加。
- (c) 学習評価に関する内容や、学習到達目標を踏まえた単元指導計画の検討及び実践に関する研究協議を通して授業力の向上を図る。

## ② 「英語専門研修」

- (a) 英語教育推進リーダーを講師として活用。
- (b) 言語活動を通じた授業作りや指導と評価の一体化の取組について講話・演習を通して授業力の向上を図る。

## ③ 「初任者研修」、「中堅教諭等資質向上研修」等における教科指導の充実

- (a) 校内のカリキュラム・マネジメントの一環としての授業改善をテーマに、単元等のまとまりを見通した資質・能力の育成のための指導と評価のサイクルの構築に関する研究協議を通して授業力の向上を図る。

## (イ) 学習到達目標の設定(小学校)及び見直し(中・高等学校)

小・中学校においては、学習到達目標の設定及び見直しと、年間指導計画への適切な位置付けを行うよう、各市町教育委員会及び県教育委員会の指導主事が、学校訪問等の機会に指導助言を行う。また、学習到達目標を活用し、言語活動を通して資質・能力を育成するための各学校における授業改善の取組に対して、県教育委員会が実施する教育課程研究集会において県及び市町の外国語担当指導主事が講師となり指導助言を行う。

高等学校においては、県教育委員会が実施する教育課程研究協議会において、学習到達目標と適切に関連付けた年間指導計画の作成や、学習到達目標を活用した授業改善について協議を行い、各校における取組を推進する。

## (エ) 各学校における授業改善に向けた指導体制の充実

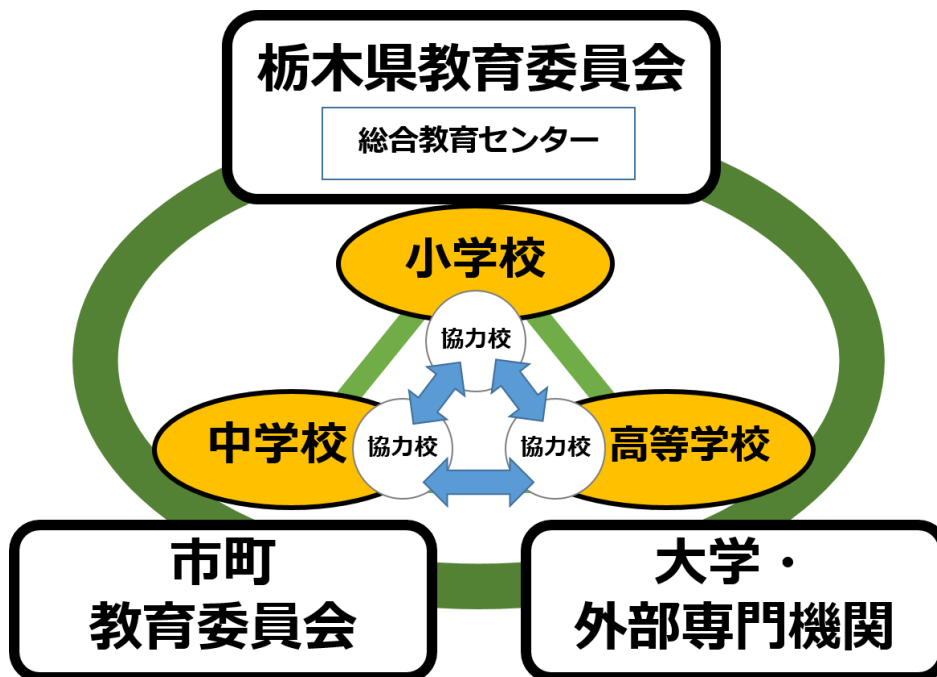
小・中学校においては、教科別の指導主事研修会等の機会を通じて、学習到達目標の設定及び見直しについて、その意義や必要性について説明し、学校訪問等の機会において言語活動の質の向上と、学習到達目標を活用した授業改善及び指導と評価の一体化の実現に向けて、共通認識の下で指導助言を行う体制を整える。

高等学校においては、高校教育課と県総合教育センター指導主事が学校訪問を行い、学習到達目標を活用した授業改善及び指導と評価の一体化の実現に向けた指導助言を行う。

## (オ) 各市町教育委員会における小中連携の取組の共有

教科別の指導主事研修会等の機会を通じて、県内各市町における小中連携の取組を共有するとともに、取組の推進に課題を抱える市町については、県教育委員会の指導主事が支援を行う。

(3)(2)を実施する体制の概要



<b>実施事務局</b> 栃木県教育委員会 義務教育課・高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修計画の立案</li> <li>・研究協力校との連絡調整</li> <li>・研修講師との連絡調整</li> <li>・研修の運営</li> <li>・研究協力校及び研修参加者の所属各校における研究実践に対する指導助言</li> <li>・研修成果のまとめ及び公表</li> </ul>

<b>研修協力地区担当</b> 市町教育委員会 教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究協力校との連絡調整</li> <li>・研修の運営</li> <li>・研究協力校における研究実践に対する指導助言</li> </ul>

<b>運営協力者</b> 県総合教育センター 市町教育委員会等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の運営</li> <li>・班別協議の指導助言</li> </ul>

<b>大学等の外部専門機関</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会における指導・助言</li> <li>・研究協力校における研究実践に対する指導助言</li> </ul>

